

令和5年第11回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年10月6日（金）

午前10時00分開会

午前11時30分閉会

2. 場 所 山崎本社 みんなのあいプラザ（廿日市市総合健康福祉センター）
2階 健康指導室

3. 出席委員（農業委員 12名）

1 番 河井 孝之

2 番 木浦 紀幸

4 番 是佐 恵美子

5 番 松井 祥壮

6 番 梶原 安行

7 番 山田 政則

9 番 古川 憲吾

10 番 吉田 雅子

11 番 中谷 純子

12 番 中田 安義

13 番 岡 真由美

14 番 岩本 博志

（推進委員 12名）

推進委員 登 宏太郎

推進委員 中山 憲治

推進委員 岡村 昭男

推進委員 中田 進

推進委員 堀田 良昭

推進委員 三田 邦男

推進委員 小西 礼子

推進委員 松井 辰夫

推進委員 田丸 和也

推進委員 安井 多佳子

推進委員 倉本 良夫

4. 欠席委員（2名）

3 番 神鳥 正貴

8 番 岩木 國明

推進委員 清水 透

5. 議事録署名委員

5 番 松井 祥壮

6 番 梶原 安行

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局 長 齋藤 千文

次 長 谷口 栄吾

主 事 原田 ゆみ

（佐伯支所） 次 長 藤本 秀樹

（吉和支所） 主任主事 平井 翔太

（大野支所） 主任主事 奥田 規之

（宮島支所） 主 査 胡 真寿

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 48 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
(利用権貸借)

(2) 議案第 49 号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第 50 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第 51 号 非農地証明交付申請について

《報告事項》

(1) 報告第 1 号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取消の専決処理
について

- (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出受理処分
取消の専決処理について
- (3) 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (4) 報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- (5) 報告第 5 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 3 号に規定する農業用施設
への転用に係る届出について

9. その他

(開会 午前 1 0 時 0 0 分)

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
会長	ただいまから、令和 5 年第 1 1 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。 委員総数 1 4 名。本日の出席委員 1 2 名。欠席員 2 名でございます。 在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第 2 0 条第 2 項の規定に基づき、5 番、松井委員さん、6 番、梶原委員さんのご両名をお願いいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 4 8 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号 4 4 5 番については、議席番号 9 番の古川委員さんが関係する議案のため、番号 4 4 0 番を審議後、古川委員さんは退席をお願いいたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第 4 8 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、番号 4 4 0 番について説明させていただきます。 座って説明させていただきます。 議案書は 3 ページ。位置図は 1 ページになります。 番号 4 4 0 番。農地の所在地は、原字長野、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は、1 筆の 8 7 9 平方メートルで、利用目的は畑で野菜を栽培する予定です。期間は、公告日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの、賃貸借の新規設定を行うものです。 担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 4 8 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、農

	用地利用集積計画の利用権貸借のうち、番号４４０番についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 岡村委員さん、お願いいたします。
岡村推進委員	原地区推進委員の岡村です。番号４４０番についてご説明させていただきます。９月２７日、中田委員さんと私、それから、事務局２名、計４名にて現地確認を行ってまいりました。地図１ページですが、場所は国道４３３号線で、速谷神社から約北へ２キロの地点。近くに〇〇という〇〇があるのですが、それから約北へ５００メートルほど行ったところの場所になります。現地確認したところ、もう既に少しかれいにされて、何か畑のようになっておりました。引き続いてきれいに畑を使っただけだと思いますので、問題ないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございます。 これについて、ご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りいたします。 議案第４８号についてのうち、番号４４０番について承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	はい。異議なしと認め、議案第４８号についてのうち、４４０番について承認することに決定をいたします。 議案第４８号についてのうち、番号４４５番について審議いたします。 議席番号９番の古川委員さん、ご退席をお願いいたします。 ＝古川委員退席＝ それでは、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	議案第４８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、番号４４５番について説明させていただきます。 議案書は３ページ、位置図は２ページになります。

	番号４４５番、農地の所在地は、浅原字小川、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は、１筆の７８０平方メートルで、利用目的は畑で野菜を栽培する予定です。期間は、公告日から令和１０年３月３１日までの、使用貸借の再設定を行うものです。 地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第４８号、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、番号４４５番についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 安井委員さん、お願いいたします。
安井推進委員	４４５番について説明します。位置図は２ページとなります。 ９月１９日、神鳥委員、古川委員、事務局とで現地確認をしました。対象地につきましては、これまでの利用権設定期間が満了したものを再設定するものであります。特に問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	これについて、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	はい。意見がないようですので、お諮りします。 議案第４８号についてのうち、番号４４５番について承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	はい。異議なしと認め、議案第４８号についてのうち、番号４４５番について承認することに決定します。 それでは、古川委員さん、お席にお戻りください。 ＝古川委員復席＝
議長	議案第４９号、農地法第３条の規定による、許可申請について議案としますが、番号２５８番については、議席番号２番の木浦委員さんが関係する案件のため、番号１９６番、２５６番、２５７番を審議後、木浦委員さんは退席をお願いいたします。 事務局からの説明をお願いします。

事務局	議案第４９号、農地法第３条の規定による、許可申請のうち、番号１９６、２５６、２５７について説明させていただきます。 議案書は、５ページ、６ページ。 位置図は、３ページから６ページになります。 番号１９６番、農地の所在地は、玖島字桑野原及び大名で、登記地目は田、畑及び宅地です。面積は、８筆の３，５０６．０３平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、遠方により耕作困難のため。譲受人は、新たに耕作をするためで、有償の所有権移転です。 次に、番号２５６番、農地の所在地は、津田字中小原、沖横矢で、登記地目は田及び畑、そのうち墓地も含まれております。面積は、３筆の４５８平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、近くに居住しておらず、耕作困難のため。譲受人は、購入する自宅に隣接または近く、新たに耕作をするためで、有償の所有権移転です。 次に、番号２５７番、農地の所在地は、浅原字長通、登記地目は田です。面積は、２筆の４，５６１平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、労力不足により耕作困難のため。譲受人は、譲渡人から借りて耕作していたものを、買い受けて引き続き営農するものです。有償の所有権移転となっております。 以上で、議案第４９号、農地法第３条の規定による許可申請のうち、番号１９６番、２５６番、２５７番について、説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 １９６番について、岩木委員さん。２５６番、木浦委員さん。２５７番、古川委員さん。 それでは、岩木委員さん、お願いいたします。
８番委員	８番の岩木です。番号１９６番の申請についてご報告いたします。地図は３ページと４ページと２枚にわたります。現在地は、旧玖島小学校から約２キロ〇〇方面にいったところでございます。現地確認をしたのが７月２６日に事務職員２名の方と堀田推進委員と私で現地を確認いたしました。事務局のご説明がありましたように、譲渡人〇〇さんは、広島市に在住しておられますので耕作が困難なため、譲受人、〇〇さんとの３条の申請でございます。この申請地は〇〇さんが住居を市内にもう構えておられており生活をしておられますので、なかなか難しいところがあるわけでございます。農地は一部は圃場整備されたところで、四角の網かけのところは圃場整備されたところがございます。それ以外は未整備のところが多々小さいのがございます。耕作は大変困難

	と判断されるので、所有権の移転をされることになりました。何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。 以上です。
議長	ありがとうございました。 2 5 6 番について、木浦委員さん、お願いいたします。
2 番委員	はい。2 番の木浦です。番号 2 5 6 番についての現地の確認の報告をします。地図は 5 ページです。県道 3 0 号線の右側方向に、佐伯支所があります。佐伯支所から佐伯郵便局の間に現地があります。5、6 0 メートルぐらい行ったところに、一番最初の字沖横矢の土地があります。ここは空き家バンクに登録されており、この網かけのすぐ上側が要するに空き家バンクで登録されていた宅地建物と一緒に売買されるということです。これ家の前の畑のような状態になっております。それともう一つが、少し今度は北方向に上がったところにあります。これは山の側にあって、ここは字中小原の 2 番地という場所で、現況畑なのです。一部右側の細くなっているところに、渡人の墓地があるのですが、要するにこの渡人は、このたび親から相続された物件を、全てこの譲渡人に売却されるということで、墓地のところも〇〇さんのまだ親戚の墓地も併せてあるのですが、この墓地も将来的には撤去するということです。要するにこの申請番地を全てを所有権移転をするということです。それで、ここは休耕されて荒れていたのですが、畑にされるということです。もう空き家バンクと一緒に全てが売却されるということなもので問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 2 5 7 番について、古川委員さん、お願いいたします。
9 番委員	2 5 7 番につきましてご報告いたします。 ナンバー 9 からでございます。地図は 6 ページになります。9 月 1 9 日に神鳥委員、そして、安井推進委員で事務局 1 名で現地を確認をしております。譲り渡される〇〇さんのお母さんが〇〇さんですが、〇〇さんが亡くなられて、その後長女、次女、お二人でこの土地を相続されたという経緯でございます。そのうちに長女の方が亡くなられて、今回また新たに娘さんが長女の相続人ということで、これを所有されていまして、外 1 名となっております。そういう関係でございます。この農地でございますけども、もう何年になるか、1 0 年ちょっとになりますか、譲受人の〇〇さんがここへビニールハウスを建てられまして、浅原いちごを生産されて、今までずっとそれに取り組んでおられます。ここを借りていたわけですけども、今回これを有償で譲り渡すという話が進みまして、〇〇さんがここを一応購入するという土地でございます。すぐ横、下のほうに、〇〇さんのご自宅もありますけども、行

	く行くはこれも〇〇さんを買っていただきたいという希望的観測も私のほうではございます。場所は地図にございますように、川が水色になっていますけども、その右端が津田へ向かいまして、途中トンネルが視察に来られたときにあったと思うのですが、そのトンネルが右側になります。ずっと道路を下りまして、小瀬川を川下にいきますと、浅原の市民センターに向かうということで、道路から川を渡って反対側の農地の広がる部分とお考えください。これまでもしっかりと耕作されていますし、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 この３件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第４９号についてのうち、番号１９６番、２５６番、２５７番について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	はい。異議なしと認め、議案第４９号についてのうち、番号１９６番、２５６番、２５７番について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第４９号についてのうち、番号２５８番について審議します。 議席番号２番の木浦委員さん、ご退席をお願いいたします。 ＝木浦委員退席＝
議長	事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	議案第４９号、農地法第３条の規定による許可申請のうち、番号２５８番について、説明させていただきます。 議案書は、６ページ。位置図は、７ページになります。 番号２５８番、農地の所在地は、河津原字上中組、登記地目は田です。面積は、１筆の３６平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、前所有者が売買の約束をしていたため。それから、譲受人は、自宅に近く耕作が便利であるためで、有償の所有権移転です。 以上で、議案第４９号、農地法第３条の規定による許可申請のうち、番号２５８番について、説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 小西委員さん、お願いいたします。
小西推進委員	推進委員の小西です。２５８番の農地法第３条の申請について説明いたします。９月２０日に、木浦委員、松井委員、事務局１名で現地確認をしております。場所は地図の７ページで、近くに〇〇があります。ちょうど〇〇の真正面の辺りになります。 譲渡人の〇〇さんのご主人が、生前から売却の約束をしていたため、〇〇さんが譲り受けることとなりました。譲受人の〇〇さんは、自宅付近に農地を持っておられ、いろいろな野菜を作っておられます。今回譲り受ける土地も自宅の近くでもあり、耕作が便利であり、適切に管理されると思われますので、何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 以上です。
議長	ありがとうございました。 これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	はい。意見がないようですので、お諮りします。 議案第４９号についてのうち、番号２５８番について許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	はい。異議なしと認め、議案第４９号についてのうち、番号２５８番について許可することに決定をいたします。 木浦委員さん、お席にお戻りください。 ＝木浦委員復席＝
議長	それでは、議案第５０号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について議案としますが、番号２４９番については、議席番号１１番の中谷委員さんが関係する案件のため、先に番号２４２番、２４７番、２５０番、２５１番、２５５番を審議いたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第５０号、農地法第５条第１項の規定による許可申請のうち、番号２４２、２４７、２５０、２５１、２５５番について説

	明させていただきます。 議案書は、7 ページ、8 ページ。位置図は、8 ページから 11 ページになります。 番号 242 番、農地の所在地は、吉和字神田の第 2 種農地です。登記地目は畑で、面積は、1 筆の 278 平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、露天資材置場として利用するための申請です。 次に、番号 247 番、農地の所在地は、峠字行免の第 2 種農地です。登記地目は田で、面積は、1 筆の 223 平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、住宅として利用するための申請です。 次に、番号 250 番、農地の所在地は、玖島字長谷の第 2 種農地で、登記地目は田で、面積は、2 筆の 66 平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、隣接する農地への進入路として利用するための申請です。 次に、番号 251 番、農地の所在地は、同じく玖島字長谷の第 2 種農地で、登記地目は田で、面積は、2 筆の 88 平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、庭及び駐車場として利用するための申請ですが、昭和 52 年に自宅を建築する際に、一部進入路として利用しているため、始末書が提出されております。 次に、番号 255 番、農地の所在地は、津田字上小原の第 2 種農地で、登記地目は田で、面積は、1 筆の 282 平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、住宅として利用するための申請ですが、過去に転用がされております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第 50 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のうち、番号 242、247、250、251、255 番についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 242 番について、倉本委員さん。247 番について、三田委員さん。250 番、岩木委員さん。251 番、岩木委員さん。255 番、木浦委員さん。 それでは、倉本委員さん、お願いいたします。
倉本推進委員	推進委員の倉本です。9 月 25 日に中田委員、岡委員、事務局とともに現地確認を行いました。場所は、国道 186 号線を潮原温泉から 100 メートルあまり廿日市方面に行ったところの高

	台に場所があります。なお、〇〇さんはもうずっと以前から吉和にいらっしゃらないので、荒れ放題であったのですが、ところが〇〇さんと〇〇さんは親戚関係にありまして、現地は資材置場として管理してもらえるものだと思っていいのではないかと思います。周りに農地也没有せんので、何ら問題はないので、よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。 続いて三田委員さん、お願いいたします。
三田推進委員	はい。推進委員の三田です。247について説明をいたします。 場所は、位置図の9ページ。廿日市の明石バス停から佐伯方面に向かって最初のバス停ですが、その上峠というバス停から南方向、県道30号線から下の方向に向かって入った住宅地であります。9月20日、河井委員と事務局の3名で現地の確認を行っております。これは、〇〇さん夫婦が将来のことを考えて、〇〇さんの右隣り、〇〇さんの所有の畑ですが、住宅1階建を設けるといふものであります。周囲は生活道や排水溝も整備は十分に行き届いております、それと、〇〇さんの右下、橋があるのですが、左上には既に娘夫婦も住まれているということがありまして、問題はないと考えますので、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 続いて、岩木委員さん、お願いいたします。
8番委員	はい。8番の岩木です。250番の申請について報告いたします。地図には、10ページになります。9月20日に事務局職員1名の方と堀田推進委員と私とで現地確認をいたしました。 現地は、旧玖島小学校から約2.5キロ芸南方向に行ったところでございます。譲渡人の〇〇さんと、譲受人、〇〇さんとの5条申請です。今年の5月の総会で審議いただいた件の関連での審議ですが、以前は〇〇さんの家屋敷の前を通らせてもらって入っていたわけです。地図10ページですが、網かけの間のところに入っていったわけでございますが、将来ずっとそこを通るといふことは問題があるかということで、農地所有の移転をされた際に、左上の濃い乱れたような土地があるかと思いますが、県道からここへ入る道がないわけなのですね。そういうことで、将来にわたって進入路がないということは大変不自由なことであるので、県道から入れるように、今回の申請でございます。 そして、引き続きまして、251ですが、譲渡人は同一の方で〇〇さんでございます。同じく地図は10ページで、現地確認は同じく9月20日に3名で行いました。距離どうこうは同じところでございますので、事務局のほうから説明がございましたように、以前に駐車場使用時に〇〇さんと〇〇さんとの口頭約束であ

	ったのだらうと思われますけど、登記が未登記であつたのではな ころうかということで、今回駐車場と庭敷地の登記をされること になつたわけでございます。始末書が添付されておりますので、 そういつ状況で申請をされております。何ら問題はないと思いま すので、よろしくお願ひいたします。以上です。
議長	ありがとうございます。 続きまして、木浦委員さん、お願ひいたします。
2 番委員	2 番、木浦です。番号 2 5 5 番について、現地確認の報告をし ます。先ほどの 3 条の 2 5 6 番と 2 5 5 番の現場確認の日にちで すが、9 月 2 0 日、松井辰夫委員、事務局 1 名とで現場確認をし ました。ここは過去の転用許可書有りということで、一応譲渡人 が太陽光ということで許可を受けて 5 条申請で移転しておりま す。申請面積ですが、これは最近分筆されています。もともとは ○○の譲受人の住宅が建っていたのですね。これはもうかなり年 数が建っている建物なのです。本人さんも高齢で、今施設に入っ ておられるのではないかと思うのですが、何年頃建てられたかとい うことになるかと分らないぐらゐかなり古い建物なんですね。 要するに太陽光発電設置で、この面積も含めて全部所有権を移転 していたもので、その時に太陽光発電を設置するときにも誓約書 として、この面積は貸しますよということで出ていたものです。 それと、現地の 1 0 ページですが、これは下の佐伯支所から花上、 小原方面へ 7、8 0 0 メートル行つたところにも網かけの現地が あり、その網かけの下が譲受人の住宅です。これは家が建ってい るので、5 条申請で宅地転用ということで出たのですが、もとも ともうこれは住宅の建っている土地なものですから、問題はな く、許可してもいいと思ひますので、審議のほどよろしくお願ひ します。
議長	ありがとうございます。 この 5 件につきまして、ご意見、ご質問等があればお伺いしま す。 ございせんか。 《委員より質疑等なし》
議長	はい。意見がないようですので、お諮りします。 議案第 5 0 号についてのうち、番号 2 4 2 番、2 4 7 番、2 5 0 番、2 5 1 番、2 5 5 番について、許可することに異議はござ いせんか。 《委員より異議等なし》
議長	はい。異議なしと認め、議案第 5 0 号についてのうち、番号 2

	42、247、250、251、255番について許可することに決定いたします。 続きまして、議案第50号についてのうち、番号249番について審議します。 議席番号11番の中谷委員さん、ご退席をお願いいたします。 ＝中谷委員退席＝
議長	事務局から、説明をお願いいたします。
事務局	議案第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち、番号249番について、説明させていただきます。 議案書は、7ページ。位置図は、1ページになります。 番号249番、農地の所在地は、原字半明原の第2種農地で、登記地目は田です。面積は、1筆の190平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、住宅として利用するための申請ですが、既に転用の許可を受けているものを分筆し、新たに申請するため顛末書が提出されています。 別途管理案件ということで、報告第1号で、許可の取り消しも併せて出ております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち、番号249番についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 岡村委員さん、お願いします。
岡村推進委員	原地区推進委員の岡村です。番号249番についてご説明させていただきます。9月27日に中谷委員と私、それから、事務局2名とで現地確認をしてみました。地図は1ページです。 先ほど説明した場所ですけれども、国道433号線沿いで、図の国道沿いにある場所です。先ほど説明があったとおり、以前5条の申請は許可がおりているところですが、分筆して249番の場所に宅地、248番の場所を農地ということで、畑をするというのを伺って分筆されるそうです。譲受人の〇〇さんは、譲渡人の〇〇さんの〇〇さんになられるので、それで、〇〇さんがしっかり耕作をされておられるので、農業指導もしっかりしていただけると伺っております。農地もしっかりと引き継いでいただけたと思いますので、問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長	ありがとうございました。 これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第５０号についてのうち、番号２４９番について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	はい。異議なしと認め、議案第５０号についてのうち、番号２４９番について許可することに決定します。 それでは、退席した中谷さん、お席にお戻りください。 ＝中谷委員復席＝
議長	それでは、議案第５１号、非農地証明交付申請について議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第５１号、非農地証明交付申請について説明させていただきます。 議案書は９ページから１３ページ、位置図は１２ページになります。 本日、配付させていただいております現地確認写真「議案第５１号資料①」、それから、パンフレットで「議案第５１号資料②」も合わせてご覧ください。 番号２５９番から２７２番については、まとめて説明させていただきます。 農地の所在地は、上平良字二重原、堂垣内、登記地目は田及び畑です。面積は２８筆で１３，８７２平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 この案件につきましては、現在、廿日市市で行っています新規農の２期目といたしますか、未来物流産業団地造成事業という事業の区域内であります。地目は農地ですが、山林化しているところに対しまして、非農地証明の交付申請がでたものでございます。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考

	えます。 以上で、議案第 5 1 号、非農地証明交付申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 番号 2 5 9 番から 2 7 2 番までを、登委員さん、お願いします。
登推進委員	推進委員の登です。2 5 9 番から 2 7 2 番は関連する農地であるため、一括説明をいたします。位置図は 1 2 ページ。資料は議案第 5 1 号資料①、非農地証明現地調査確認写真です。9 月 2 9 日に、是佐委員、事務局、それから、施設整備課 2 名の案内によって、現地を調査いたします。場所は速谷神社から宮園公園付近の山陽自動車道から北側になります。写真は先ほどの資料①を見てください。2 5 9 番から 2 7 2 番まで、竹やぶや木が茂っており、山林化した状態です。先ほどの説明でありましたように、市の未来物流産業団地造成事業の区域内の申請でございます。この付近では、以前から新規農都市開発事業が行われており、それに引き続いて計画されている事業の申請ということになります。 いずれも問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第 5 1 号について証明することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	はい。異議なしと認め、議案第 5 1 号について、証明することに決定をいたします。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可処分取消の専決処理ついて、報告します。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	報告第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可処分取消の専決処理について、報告させていただきます。 議案書は、1 4 ページ。位置図は、1 ページになります。

	今月の報告は、令和５年３月１０日に、許可処分を行ったものについて、令和５年９月８日に、処分取消の通知をしたものです。 内容につきましては、先ほど岡村委員から説明がありましたように、１筆全てを転用の予定だったものを、分筆して再申請するために取消しを行っております。 以上で報告第１号、農地法第５条第１項の規定による許可処分取消の専決処理について、報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第１号、農地法第５条第１項の規定による許可処分取消の専決処理について、報告を終わります。 続きまして、報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告します。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告させていただきます。 議案書は、１５ページ、位置図は、１３ページになります。 今月の報告は、令和５年８月１０日に、受理処分を行ったものについて、令和５年９月１日に、処分取消の通知をした３件です。 内容につきましては、議案記載のとおりです。 いずれも取消事由については、譲受人を個人から会社へ変更するためによる取消しです。 後ほど報告案件で、関連案件として報告させていただきます。 以上で報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	はい。質疑がないようですので、報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告を終わります。 続きまして、報告第３号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告します。 事務局から説明をお願いします。

事務局	報告第３号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は、１６ページ。位置図は、１４ページになります。 今月の報告は、令和５年７月１０日から令和５年９月１１日までの間に受理した２件です。 議案の朗読は、省略させていただきます。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で報告第３号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第３号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告を終わります。 続きまして、報告第４号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告します。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	報告第４号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は、１７ページから１９ページ。位置図は、１３ページ、１５ページから１７ページになります。 今月の報告は、令和５年７月１０日から令和５年９月１１日までの間に受理した７件です。 議案の朗読は、省略させていただきます。 番号２２６番については、受処理分の取消しを受けた農地について、新たに売買契約をしたため、顛末書が提出されています。 番号２２７番については、前所有者が農地転用の手続を行わず、既に露天駐車場として利用しているため顛末書が提出されております。 番号２３６番については、農地転用の手続を行わず、既に宅地として利用されているため、始末書が提出されております。 それから、番号２４３番から２４５番につきましては、先ほど報告しました、譲受人を個人から会社に変更したことによる届出です。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めまし

	たので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で報告第４号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	これについて、質疑等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	はい。質疑がないようですので、報告第４号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告を終わります。 続きまして、報告第５号、農地法施行規則第２９条第１項第１号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、報告します。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	報告第５号、農地法施行規則第２９条第１項第１号に規定されたする農業用施設への転用に係る届出について報告させていただきます。 議案書は、２０ページ。位置図は、１８ページになります。 この届出は、農地法施行規則第２９条第１項第１号に規定された農業用施設に供するための転用であれば、農地転用の制限の例外となり、農地法第４条第１項の許可が不要となります。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、耕作者が自らの農地を耕作するため、農地の保全もしくは利用の増進のため転用するものと認めましたので、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で報告第５号、農地法施行規則第２９条第１項第１号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、説明を終わります。
議長	これについて、質疑等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	はい。質疑がないようですので、報告第５号、農地法施行規則第２９条第１項第１号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、報告を終わります。 それでは、続いて、３のその他について、事務局から何かありますか。
議長	ないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には、慎重にご審議をいただき、ありがとうございます。

	ました。 次回の第12回農業委員会総会は、11月8日水曜日午前10時から、廿日市市役所7階会議室で行います。 大変ありがとうございました。
--	--

(閉会 午前11時30分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年11月8日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（5番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（6番委員） _____